



平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会社名 松田産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 芳明
(コード：7456 東証第一部)
問合せ先 取締役 IR 部長 木下 敦視
(TEL. 03-5381-0728)

執行役員制度導入および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月下旬開催予定の第 67 回定時株主総会において「定款一部変更」を付議することを決議いたしました。また、その承認を前提として「執行役員制度」を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

—記—

1. 執行役員制度の導入について

(1) 目的

当社を取り巻く環境の変化に対して、より適切かつ迅速に対応するとともに、経営の意思決定および業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営機能と業務執行機能の双方の強化を図ることを目的として導入するものであります。

(2) 制度の概要

- ① 執行役員は、取締役会が決定した会社の経営方針を執行する権限を委任された者で、社長執行役員の下に業務執行を分担して行う責任者となります。
- ② 執行役員の選任および解任は、取締役会で決議できるものとします。
- ③ 取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ④ 執行役員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 制度の導入時期

平成 28 年 6 月下旬開催予定の第 67 回定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件として、同総会終了後の取締役会において執行役員を選任いたします。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記「執行役員制度の導入」に伴い、以下の通り現行の定款を一部変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は以下の通りです。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 17 条 (条文省略)	第 1 条～第 17 条 (現行通り)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会等
第 18 条～第 22 条 (条文省略)	第 18 条～第 22 条 (現行通り)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 23 条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を若干名選定する。	第 23 条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を若干名選定する。
2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、 <u>専務取締役、常務取締役、</u> 取締役相談役各若干名を選定することができる。	3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、 <u>取締役相談役各若干名</u> を選定することができる。
第 24 条～第 30 条 (条文省略)	第 24 条～第 30 条 (現行通り)
(新設)	<u>(執行役員)</u>
	<u>第 31 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u>
第 <u>31</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>46</u> 条 (現行通り)

(3) 日程

本変更は、平成 28 年 6 月下旬開催予定の第 67 回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以 上